

より良いまちづくりに向け さまざまな活動に対して支援します

協働のまちづくり 地域交付金制度

【制度の概要】協働のまちづくりを進めるとともに、地域住民の創意工夫による自主的な地域活動を支援し、住み良い地域をつくるための制度です。

【事業の区分】①地域の課題解決に向けた主体的な取り組み②地域の人やモノなどの素材を生かした取り組み③身近な公共サービスの創造や提供する取り組み④地域の伝統・文化を継承する取り組み⑤活動団体同士の連携や協働の取り組み⑥地域住民の声を集約してみんなで実践する取り組み

【対象資格】交付金の対象となる団体は市内の市民活動団体(NPO、ボランティア団体、自治会、町内会、社会貢献活動を行う団体企業など)で、次に掲げる全ての要件に該当する団体です。①市内に活動の拠点があること②構成員が5人以上であること③運

営や組織に関する規約または会則を定めていること④政治活動、宗教活動または営利を目的としないこと⑤【予算額】総合支所ごとに100万円の予算を計上※予算の範囲内で交付金を交付します。

【申し込み先】各総合支所市民課

※事前にご相談ください。
【申込期限】5月30日(金)

地域づくり計画策定支援 交付金制度

【制度の概要】協働のまちづくりの推進および地域住民が自ら地域課題に取り組みするために「地域づくり計画」を策定するコミュニティ組織に対し支援する制度です。

【予算額】30万円を上限とします。※1回限り

【対象経費】(下表を参照)

【申し込み先】企画部市民活動支援課

☎0220(22)2173

※事前にご相談ください。

【申込期限】5月30日(金)

地域づくり計画事業推進 交付金制度

【制度の概要】地区コミュニティ組織が「地域づくり計画」に掲載された事業を実施するための支援制度です。

【予算額】50万円を上限とし

【交付対象事業】地区コミュニティ組織が自発的に取り組む活動で「地域づくり計画」に記載された事業が対象となります。

※取り組みイメージは次のとおりです。①地域の課題解決に向けた主体的な取り組み②

※1回限り

【交付対象経費】交付金の交付対象経費は、交付対象事業に要する経費となります。

【対象とならない経費】①飲食費(事業に伴う会議での茶菓代を除く)②コミュニティ組織の構成員に対する人件費、謝礼など③そのほか、交付対象とすることが適当でないと思われるもの

【申し込み先】企画部市民活動支援課

☎0220(22)2173

【申込期限】7月31日(木)

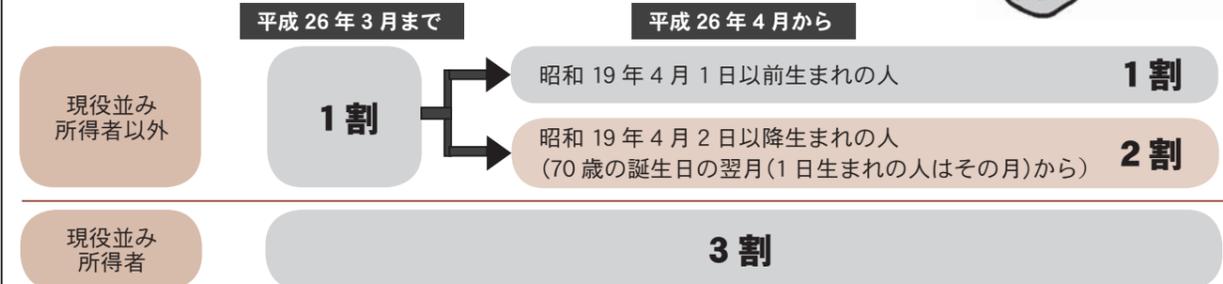
【表】対象経費(地域づくり計画策定支援交付金制度)

項目	交付対象経費	交付率など
報償費	①研修会の講師などへの謝金 ②調査および研究のための報償費	交付率は、交付対象経費の10分の10
旅費	①講師などの招聘および活動に要する交通費 ②参加者の市内外への実費相当分の交通費	
需用費	①消耗品=事務用品および書籍の購入など ②食糧費=参加者の打ち合わせ会時の茶菓代相当分 ③光熱水費=施設利用などに伴う実費相当分 ④燃料費=施設利用などに伴う実費相当分 ⑤印刷製本費=資料、チラシなどの経費および地域づくり計画の製本代	交付率は、交付対象経費の2分の1とし、上限は3万円
役務費	①通信運搬費=郵送料、切手代など ②保険料=視察研修時の保険料	
使用料および賃借料	会場使用料、研修バスなどの借上料	交付率は、交付対象経費の10分の10とし、上限は10万円
備品購入費	事業の効果を発揮するための一つ的手段として必要最小限の備品購入費	
その他	研修会、講習会などの受講料	

70～74歳の国民健康保険被保険者の 医療機関での窓口負担割合が変更になります

4月から、新たに70歳になる人(所得区分が現役並み所得者を除く)の窓口負担割合が「1割」から「2割」に変更となります。既に70歳になっている人の窓口負担割合は「1割」に据え置かれます。

【問い合わせ】市民生活部国保年金課(保険給付係) ☎0220(58)2166



※現役並み所得者とは、同じ世帯の中に住民税課税所得が145万円以上の70～74歳の国保被保険者がいる人です。ただし、収入額が基準以下の場合は、申請によって自己負担の割合が軽減されることがあります。

公用車に掲載する広告を募集します

市では、平成26年8月から公用車に掲載する広告主を募集します。皆さんのお店や会社の走る広告塔としてぜひ活用してください。

【対象者】市内に所在する事業所、事務所または店舗を有する個人、法人などで、その業務内容が明確な人

【対象車両】公用車2台(三菱ミニキャブバン)

【申し込み受付期間】4月1日(火)～5月30日(金)

午前8時30分～午後5時15分(土曜・日曜・祝日を除く)

【決定方法など】申し込まれた広告内容を審査委員会で審査し、その内容が適切である場合は、その申込者を広告主として決定します。

【申し込み・問い合わせ】総務部総務課(財産係)

☎0220(22)2091

※募集内容に関する内容や応募に必要な書類、提出方法などはホームページに掲載しますので、そちらを参考にしてください。

■広告内容

広告サイズ および掲載場所	掲載方法	掲載期間	広告掲載料
○1台につき3枠 縦30cm×横50cmサイズを3枠(車両側面ドア、車両後部に貼り付け) ※広告内容に「登米市有料広告」の表示をすること(サイズ縦3cm×横24cm以上)	マグネット、ラッピングフィルムやカットシートなどの容易に剥がれる素材を貼り付けるものとします。 ※車体への直接塗装はできません。	1年間(平成26年8月～平成27年7月末)	1台当たり4,000円/月(年額48,000円) ※広告の製作費、車両への貼り付け、撤去費用は広告主の負担となります。

■広告掲載車両イメージ(車両側面ドア、車両後部)



健康寿命の延伸は一人一人の小さな取り組みから とめ健康ウォーキング研修会

市の健康寿命は、県内で男性がワースト2位、女性がワースト3位と低迷しています。これは、脳血管疾患による死亡率の高さが大きな原因と考えられます。健康寿命を延ばすためには、食事・運動・休養に気を付け、各種の生活習慣病を予防するとともに、検診受診が重要になります。今回、日常生活の中に運動を取り入れていただくため、ウォーキング、ノルディックウォーキングと骨盤底筋体操の研修会を開催します。お気軽にご参加ください。



【日時】4月28日(月) 午後1時30分～4時
【会場】中田総合体育館「なかだアリーナ」および諏訪公園(中田町宝江黒沼字浦38番地3)

☎0220(34)7302

【参加費】無料

【指導】角幡和子先生(健康運動指導士、INWA公認NWマスターインストラクター)

【申込締切り】4月18日(金)

【持ち物】上靴、外靴、運動しやすい服装、帽子など(ノルディックポールは主催者で準備します)

【申し込み】住所、氏名、性別、年齢を電話かFAX、メールで申し込んでください。

【申し込み・問い合わせ】市民生活部健康推進課(健康推進係) ☎0220(58)2116 FAX0220(58)3345

✉kenkosuisin@city.tome.miyagi.jp